

1 令和6年度健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率を次のとおり報告する。

(1) 総括表

(単位：％)

区 分	実質赤字 比 率	連結実質赤字 比 率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
健全化判断比率	—	—	9. 5	2. 2
(早期健全化基準)	(13. 92)	(18. 92)	(25. 0)	(350.0)
(財政再生基準)	(20. 00)	(30. 00)	(35. 0)	—

注 実質赤字額又は連結赤字額がない場合は、「—」を記載している。

<参 考> 比率の概要

区 分	概 要
実質赤字比率 (一般会計等の実質赤字の比率)	町税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等について、歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を町の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
連結実質赤字比率 (全ての会計の実質赤字の比率)	町のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、町全体としての歳出に対する歳入の資金不足額を、町の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
実質公債費比率 (公債費等の比重を示す比率)	町の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を町の標準財政規模を基本とした額で除したものの3か年間の平均値である。
将来負担比率 (地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率)	町の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額（将来負担額）を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、町の標準財政規模を基本とした額で除したものである。